

2019年度

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森高等学校

目 次

1	学校いじめ防止基本方針	1
2	いじめとは	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめに対する認識	
	(3) いじめの構造と動機	
	(4) いじめの態様	
3	校内体制等	1
	(1) いじめ防止対策委員会の組織と取組	
	(2) いじめへの対処	
	(3) いじめ防止のための年間計画	
4	いじめの未然防止	2
	(1) 学業指導の充実	
	(2) 特別活動、道徳教育の充実	
	(3) 教育相談の充実	
	(4) 人権教育の充実	
	(5) 情報教育の充実	
	(6) 保護者・地域との連携	
5	いじめの早期発見	2
	(1) いじめの発見	
	(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	
	(3) 教室・家庭でのサイン	
	(4) 相談体制の整備	
	(5) 定期的調査の実施	
	(6) 情報の共有	
6	いじめに対する措置	3
	(1) 生徒への対応	
	(2) 関係集団への対応	
	(3) 保護者への対応	
	(4) 関係機関との連携	

7 ネットいじめへの対応	4
(1) ネットいじめとは	
(2) ネットいじめの予防	
(3) ネットいじめへの対処	
8 重大事態への対応	4
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態発生時の報告・調査	
別紙1 いじめ防止対策委員会の組織と取組、いじめ発生時の対処	5
別紙2 いじめの未然防止・早期発見の取組	6
別紙3 いじめの未然防止・早期発見の取組のための職務別ポイント	7
別紙4 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	8～9
1 いじめられている生徒のサイン	
(1) 登校時・ホームルーム・授業・休み時間でのサイン	
(2) 校内でのサイン	
(3) 家庭でのサイン	
2 いじめている生徒のサイン	
別紙5 いじめへの対処	10
別紙6 いじめ防止のための年間計画プログラム	11
別紙7 いじめ防止対策の学校評価における位置付け	12～13

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかであってもしっかりと調査をして対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして情報共有し、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

(2) いじめに対する認識

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口を言われる。
- ②集団から無視されたり、仲間はずれにされる。
- ③叩く、こづく、蹴るなどの暴力的行為をうける。
- ④金銭や物品を要求される。
- ⑤金銭や物品を隠されたり、盗まれたりする。
- ⑥恥ずかしいこと、嫌なこと、危険なことを強要される。
- ⑦メールやSNS等で、虚偽の情報を流されたり、誹謗中傷をされたりする。

3 校内体制等

(1) いじめ防止対策委員会の組織と取組は【別紙1】のとおりとする。

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導をいじめ防止対策委員会を中心として行う。また、職務別ポイントを示して教職員全員で対応する。

(2) いじめへの対処は【別紙1】のとおりとする。

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを行う。

(3) いじめ防止のための年間計画は【別紙6】のとおりとする。

いじめ防止のための年間計画を定め、計画的に取り組む。

4 いじめの未然防止は【別紙2～3】のとおりとする。

いじめの問題への対応では、いじめを生まないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・教育相談委員会の定期的実施（毎月1回）
- ・ホームルーム担任による面談の定期的実施（4月、※夏季休業、冬季休業中、1月）※三者面談

(4) 人権教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実
- ・ネットいじめ防止の理解と意識高揚

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知（入学式等での説明やホームページへの掲載）
- ・PTA時の情報公開
- ・保護者アンケートの実施と情報提供

5 いじめの早期発見は【別紙2～3】のとおりとする。

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見（積極的認知）

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的に認知する。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサインは【別紙4】のとおりとする。

(3) 教室・家庭でのサインは【別紙4】のとおりとする。

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（4月、※夏季休業、※冬季休業、1月）※三者面談、二者面談

(5) 定期的調査の実施

- ・学校生活アンケートの実施（5月、8月、10月、2月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・教育相談委員会、職員会議等での情報共有
- ・気にかかる生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの措置は【別紙5】のとおりとする。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度でいじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えられるようにする。また、じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

③ 保護者同士が対立する場合など

- ・教員が間に入って関係を調整する必要がある場合もある。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- ②情報教育の充実
情報モラル教育の充実
- ③ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ②不当な書き込みへの対処
 - ・状況確認→状況の記録→いじめ防止対策委員会の開催、管理者への削除依頼、警察への相談

8 重大事態への対応

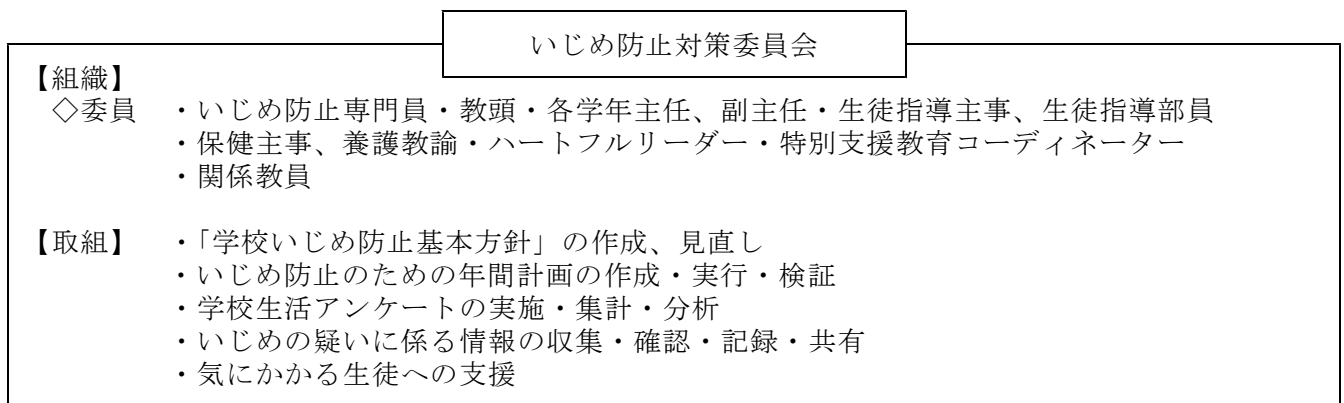
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）

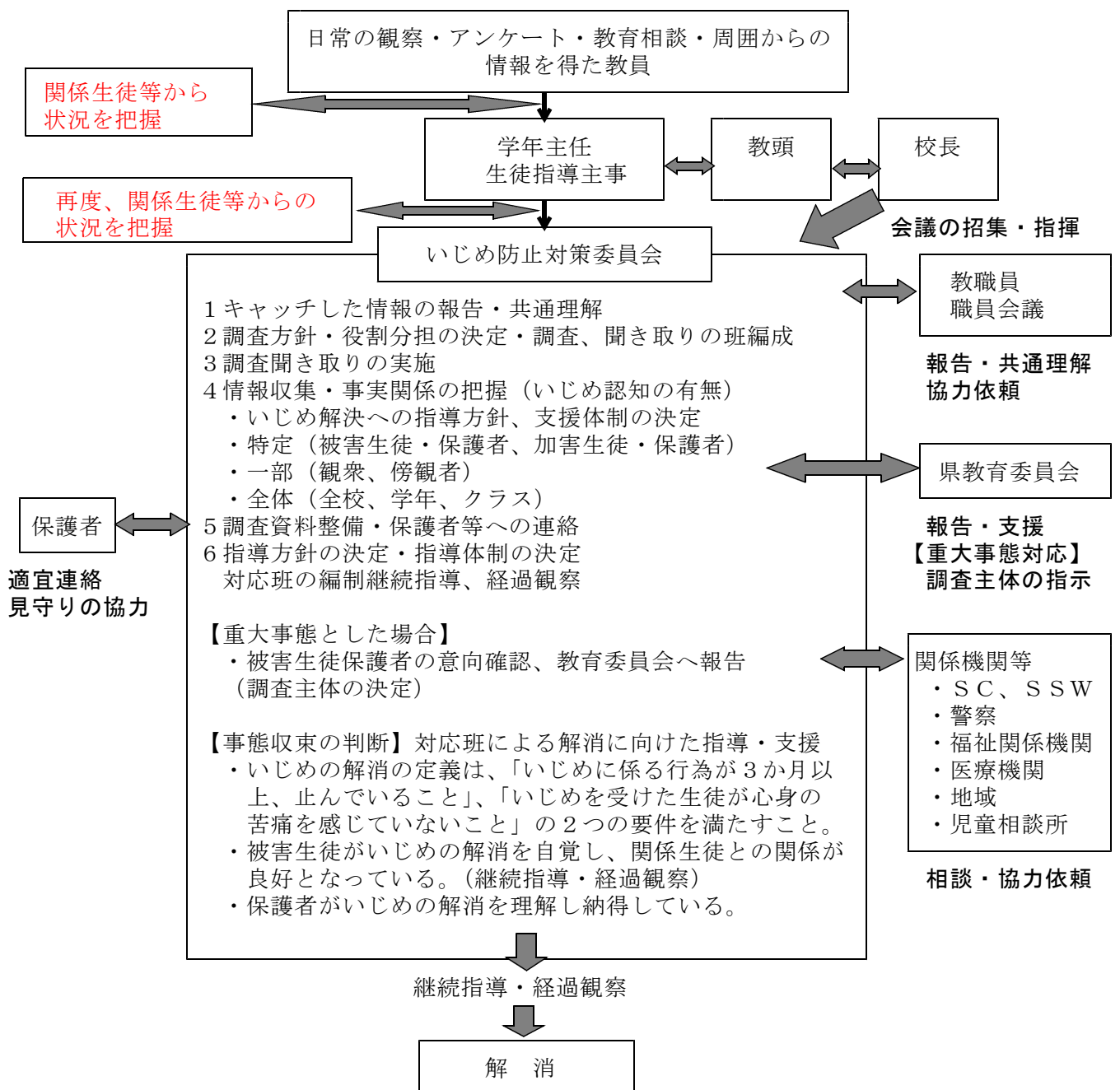
(2) 重大事態発生時の報告・調査

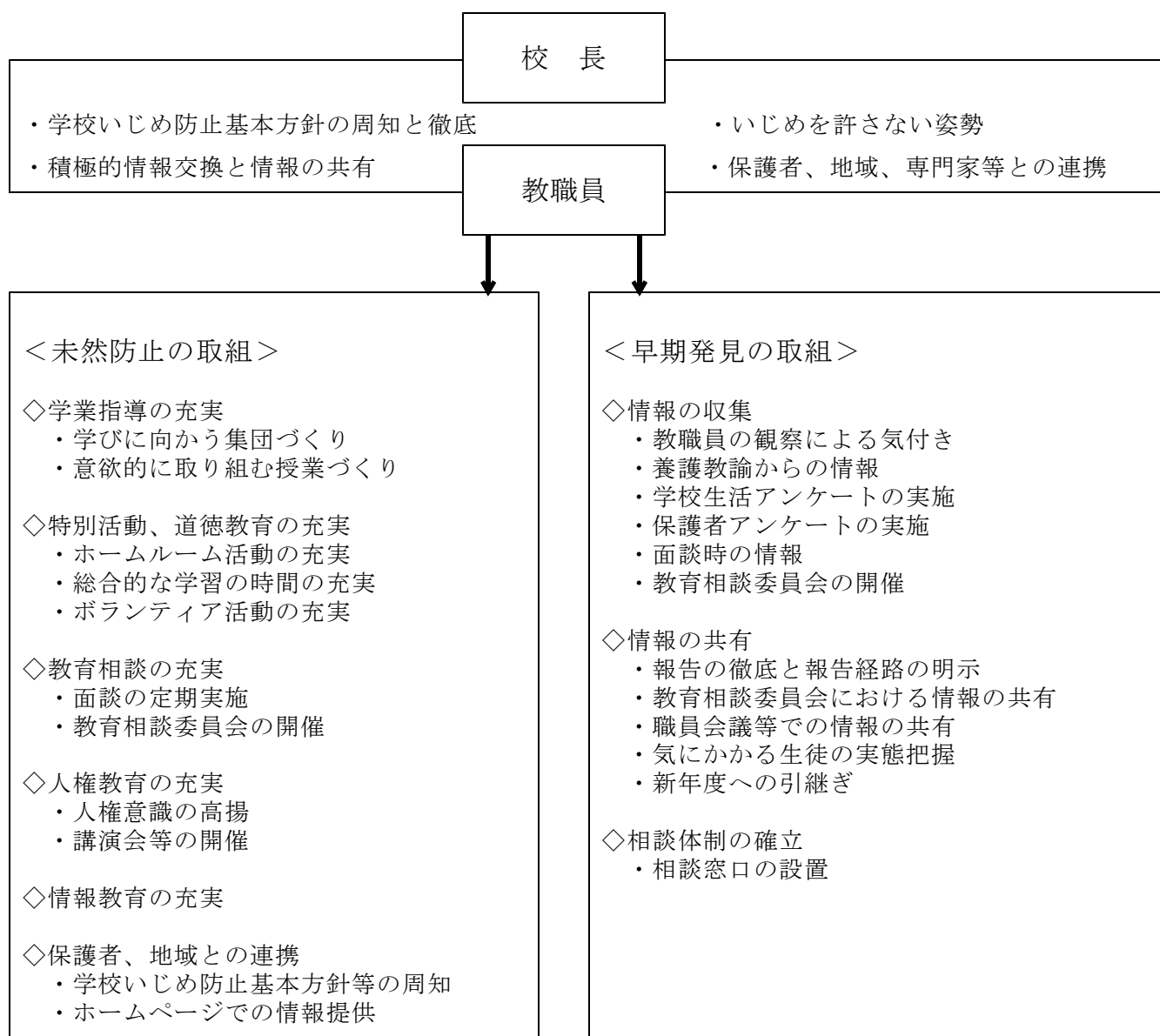
重大事態が発生した場合、速やかにその旨を県教育委員会を經由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合は、いじめ防止対策委員会を母体として当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに、再発防止に努める。

いじめ防止対策委員会の組織と取組



いじめへの対処





(1) いじめの未然防止

《ホームルーム担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

《管 理 職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(2) いじめの早期発見

《ホームルーム担任等》

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管 理 職》

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(1) 登校時・ホームルーム・授業・休み時間でのサイン

場 面	サ イ ン
登校時 朝のホームルーム活動	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

(2) 校内でのサイン

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたづら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

(3) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがあったりする。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時刻になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
自転車がよくパンクする。
家庭の品物、金銭がなくなる。
大きな額の金銭を欲しがる。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン

教室等において仲間同士で集まり、ひそひそと話をしている。
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
教員が近づくと、不自然に分散したりする。
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

(1) 情報を集める

《ホームルーム担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は速やかに関係生徒から聴き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 子供への指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《ホームルーム担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) 保護者と連携する

《ホームルーム担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問(加害、被害とも。また、ホームルーム担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

月	実施内容等	場 面	対 象	主 管
4	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解 構成的グループエンカウンター ホームルール開き (人間関係づくり、学級のルールづくり) 学校いじめ防止基本方針の周知と意識啓発 生徒面談① ホームルーム活動計画の作成 (自己理解・他者理解、いじめ防止の意識啓発) 学校いじめ防止の取組計画の確認と共通理解 学校いじめ防止基本方針を公開 	職員会議 ホームルーム活動 ホームルーム活動 P T A 総会 放課後等 ホームルーム活動 いじめ防止対策委員会① 学校ホームページ	教職員等 生徒 生徒 保護者 生徒 生徒 教職員 保護者等	教頭 1 学年 各学年 生徒指導保健部 各学年 各学年 ハートフルリーダー 教務部
5	<ul style="list-style-type: none"> 春の立番指導 生徒の活動状況等に関する情報交換① 生徒の活動状況等に関する情報交換② 教職員の振り返りチェック実施 学校生活アンケート① 	登校時 教育相談委員会① 教育相談委員会② 面談 ホームルーム活動	生徒 教職員 教職員 教職員 生徒	生徒指導保健部 教務部 教頭 生徒指導保健部
6	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の説明及び意見聴取 ホームルーム活動 (自己理解・他者理解) 	ホームルーム活動 学校評議員会①	生徒 学校評議員	生徒指導保健部 教務部
7	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の活動状況等に関する情報交換③ 夏期休業中の諸注意 (ネット利用) 学校評価アンケート 	教育相談委員会③ 学校行事 生徒指導保健部	教職員 生徒 保護者	生徒指導保健部 生徒指導保健部 生徒指導保健部
8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒面談② 学校生活アンケート② 	夏期休業期間等 ホームルーム活動	生徒等 生徒	各学年 各学年
9	<ul style="list-style-type: none"> 秋の立番指導 生徒の活動状況等に関する情報交換④ 生徒の活動状況等に関する情報交換⑤ 	登校時 教育相談委員会④ 教育相談委員会⑤	生徒 教職員 教職員	生徒指導保健部 生徒指導保健部 生徒指導保健部
10	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート③ 生徒の活動状況等に関する情報交換⑥ ホームルーム活動 (いじめ防止の意識啓発) 	ホームルーム活動 教育相談委員会⑥ ホームルーム活動	生徒 教職員 生徒	生徒指導保健部 生徒指導保健部 各学年
11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の活動状況等に関する情報交換⑦ 	教育相談委員会⑦	教職員	生徒指導保健部
12	<ul style="list-style-type: none"> 冬期休業中の諸注意 (ネット利用) 	学校行事		生徒指導保健部
1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒面談③ 生徒の活動状況等に関する情報交換⑧ 	冬期休業期間等 教育相談委員会⑧	生徒等 教職員	生徒指導保健部 生徒指導保健部
2	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム活動 (いじめ防止の意識啓発) 学校生活アンケート④ いじめ防止の取組状況の説明及び意見聴取 いじめ防止の取組状況の説明及び意見聴取 いじめ基本防止方針の見直し 	ホームルーム活動 ホームルーム活動 学校評議員会② いじめ防止対策委員会② 職員会議	生徒 生徒 学校評議員 教職員 教職員	各学年 生徒指導保健部 教務部 ハートフルリーダー 教頭
3	<ul style="list-style-type: none"> インターネットマナー教室 学年末休業中の諸注意 (ネット利用) 	学校行事 学校行事	入学予定者	生徒指導保健部 生徒指導保健部
通年	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の活動状況等に関する情報交換 (毎週) 	生徒指導保健部会議	教員	生徒指導保健部

1 学校評価への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。(青森県いじめ防止基本方針から引用)

学校評価へ位置付けるとは、学校評価の最も基本となる自己評価への評価項目を定め、教職員アンケート及び外部アンケート(児童生徒・保護者等対象)を実施して、設定した目標に照らした達成状況を評価することであり、学校の実情に応じ、さらに学校関係者評価及び第三者評価で評価することも考えられる。

2 学校評価

いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめ実態の把握・設置が適切に行われるよう早期発見・再発防止の取組みについて適正に評価する。

学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価することに重点を置き、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見につとめるとともに、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や取組を行っていることなどについて評価する。

(1) 計画立案

- ① 学校いじめ防止基本方針プログラムの策定(4月 Plan)
- ② 校内指導体制の確立

(2) 中間評価と検証(1、2学期末 Do Check)

- ① 学期における取組の評価と反省
- ② 次学期に向けての重点事項の策定

(3) 年間評価と改善(2月 Check Action)

- ① 年度末評価

ア) 内部評価

・学校評価の中で位置づけ、次に項目に関し自校の取組を評価する。

いじめの早期発見の取組に関すること。

※情報収集(面談・アンケート)、情報共有

いじめ再発を防止するための取組に関すること。

※生徒が抱える問題把握、立ち直り支援、保護者・関係機関との連携

・学校いじめ防止プログラムの検証

イ) 外部評価

・いじめ防止専門委員による評価・指導、及び学校評議員会での取組の報告と意見徴収

- ① 改善

ア) 学校基本方針及び、学校いじめ防止プログラムの見直し。

3 いじめに関する評価項目について

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。
- ・ 相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。
- ・ 年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。

(2) 早期発見・事案対処の手立て

- ① 定期的または必要に応じたアンケートを実施している。
- ② 個人面談や保護者面談を実施している。
- ③ いじめ事案の対処が適切に行われている。

(3) 教員の資質向上

いじめに関する校内研修を複数回実施している。

